
原著論文

ブータン王国の民主化とメディアの役割： 2013年国民議会選挙を通じた事例研究

Role of Bhutanese Media in Democracy: Case Study of General Election in 2013

キーワード：

ブータン, 王政, 民主主義, 情報化社会, メディア

keyword：

Bhutan, Monarchy, Democracy, Information Society, Media

早稲田大学 大学院社会科学研究所 藤原 整

Graduate School of Social Sciences, Waseda University Hitoshi FUJIWARA

要 約

ヒマラヤ山麓の小王国ブータンは、長く鎖国状態に置かれていたが、1960年代に開国すると、以後半世紀に渡り、近代化を推し進めてきた。2008年、世界でも例を見ない、主権者である国王自らの手による民主化を果たし、議会制民主主義国家として歩みはじめたばかりである。

一方、情報通信分野についても、長い間、マスに満たない伝播型のメディアのみが存在しており、情報化が加速したのは1990年代に入ってからであった。1999年、時の第4代国王が情報の解禁を宣言し、テレビとインターネットが同時に流入するという、前代未聞の情報化が進められてきた。

本論では、並行して進められてきたブータンの民主化と情報化の歩みを丁寧に辿り、両者がどのような関係を結びながら今日まで進められてきたか、その実像を探っていく。それに先立ち、まず、近代から現代に至る民主主義とメディアをめぐる潮流について整理し、ブータンの事例を考察する足掛かりとする。

本論の核となるのは、2013年ブータン国民議会選挙を事例としたフィールド調査とその結果の考察である。選挙という民主主義の実践の場面で、ブータンのメディアがどのような役割を担っていたか、そして、有権者はどのような情報に接触し選択へ至ったのか、それらを、実際の報道内容とインタビュー調査を元に紐解いていく。最後に、政府・メディア・市民の三者の関係性について、理論モデルとブータンモデルを比較検討し、ブータンにおける民主化とそこでのメディアの役割を浮き彫りにする。

Abstract

The Kingdom of Bhutan, located in the Himalayas, closed its doors to foreign countries until 1960s. After it opened, Bhutan started to be a modern state for a half century. In 2008, the King of Bhutan decided to democratize his country and convene the first Parliament. It was an unprecedented event in history.

On the other hand, there was no mass media in this tiny country until 1990s. In 1999, the King also decided to lift the ban on information technology like TV and Internet. It was rare case that TV broadcasting and Internet service started at the same time.

This paper shows that the history of democracy and information society in Bhutan and examines the correlation between them. Before that, theoretical stream of the relationship between democracy and information society in our modern history should be reviewed.

The main part of this paper must be the field research and analysis about the National Assembly election of Bhutan in 2013, as the case of practice for democracy. The research questions are as follows: what was the role of Bhutanese media in this election, what kind of information led Bhutanese voters to decision making. In conclusion, the theoretical model and Bhutanese practical model of the relationship between Government, Media, and Citizens are compared. And this comparison shows the progress of democracy and the role of media in Bhutan these days.

(受付：2016年7月3日，採択：2016年10月11日)

1 はじめに

2008年、ブータン王国は、世界でも稀な、主権者である国王主導による議会制民主主義への移行を果たした。2013年、初の全国選挙で選ばれた議会が任期を終え、二度目の総選挙が実施されたが、この選挙が、実質的に「現政権の政策を評価して投票する」初の選挙であった。

一般に、国民が政策を評価する際に、当該国のマスメディアが果たす役割は小さくない。しかしながら、1999年にテレビ放送が開始されてからわずか15年、また、政府官報としてスタートしたKuenselが新聞社として民営化してから20年余りと、ブータンのマスメディアの歴史は極めて浅い。一方で、テレビと同時にインターネット通信が解禁され、民主化された時点でネット環境が存在していたブータンでは、「ネット選挙」を解禁するか否かという類のしがらみは存在しない。

1999年、ブータン王国第4代国王は、その在位25年記念式典の演説の中で、「テレビとインターネットは、有益な面だけではなく負の側面も内包している」と警告した上で、「我が国民が、それらを使うことで、良識と判断力を身につけていくことを信じている」と述べ、その解禁を宣言した⁽¹⁾。この発言からは、来るべき民主化の日へ向けて、国民に情報リテラシーを身に付けさせるための、戦略的な情報解禁であったことが伺える。つまり、ブータンの情報化は、民主化を果たすための前提条件として位置づけられていたことになる。

本論は、ブータンにおける民主化や情報化という社会変革の功罪を問う論や、ブータンが現在採用している選挙制度や情報化政策を評価する論ではない。本論の狙いは、情報化、そして、民主化、ともに過渡期にあるブータンにおける試行的実践の調査、分析を通して、民主主義とメディアの関係性の実像を描き出すことにある。

具体的には、まず、現代までの民主化と情報化

をめぐる潮流について整理し、ブータンの事例を考察する足掛かりとする。次に、これまでのブータンにおける民主化と情報化の現代史を概観し、国家政策として推し進められてきた情報化が、民主化へ至る道筋と重なっていることを示す。その上で、2013年ブータン国民議会選挙を事例とし、選挙という民主主義の実践の場面で、メディア(マスメディア、あるいは、ソーシャルメディア)がどのような役割を担っていたか、そして、有権者はどのような情報に接触し選択へ至ったのか、それらを、実際の報道内容とインタビュー調査を元に考察していく。最後に、政府・メディア・市民の三者の関係性について、理論モデルとブータンモデルを比較検討し、ブータンにおける民主化とその中でメディアの役割を浮き彫りにする。

2 民主化と情報化をめぐる潮流

2.1 近代民主主義とマスメディア

二〇世紀の近代民主主義が成立し、発展していく過程において、必要とされた要素とは何か。政治学者のDahl (1998) は、近代民主主義国家が採用する代議制(代表制、議会制)の要件として、「選挙によって選出された公務員」、「自由で公正な選挙の頻繁な実施」、「表現の自由」、「多様な情報源」、「集団の自治・自立」、「全市民の包括的参画」、の6つを挙げる。その中で、メディアに深く関わる、「表現の自由」、「多様な情報源」、とは、Dahlの言葉を借りれば、前者は「重罰の危険にさらされることなく、自分自身の考えを表明する権利」であり、後者は「情報をそれぞれに独立した多様な情報源で確かめる権利」と定義される。

民主化と情報化、特に、近代民主主義とマスメディアの間に強い相関関係があることは既知の通りであろう。民主主義の成熟度合を指標化した“Democracy Index (民主主義指数)⁽²⁾”と、メディア報道の自由度を指標化した“Press Freedom Index (報道自由度指数)⁽³⁾”の両者の間には強

い相関が生じている⁽⁴⁾。ともに、上述の「表現の自由」、「多様な情報源」に密接に関わるカテゴリが含まれており、共通する質問項目も内包していることから、両者の相関が強くなることは必然的と言える。

しかし、こうしたメディアと民主主義との深い結びつきに対して、Herman & Chomsky (1988)らは警鐘を鳴らしており、メディアの集権化と寡占化を引き起こす構造的特性を「プロパガンダ・モデル」と呼ぶ枠組みを通じて考察を試みている。それによれば、特に米国のメディアには、「利益志向」、「広告への依存」、「情報源の限定」、「『集中砲火』の仕掛け人」、「反共産主義」という5つのバイアスがかけられており、権力の監視装置としての役割を果たしていないと糾弾している。

一方、情報化の進展を契機に、世界中で近代民主主義そのものが過渡期に来ており、新しい民主主義を模索する動きも広がっている。Sunstein (2001)は、インターネットの普及によって、「表現の自由」の制度としてのマスメディアの機能が脅かされていると指摘し、「人類史という観点からみれば、産業社会においてさえ一般向けマスメディアは比較的新しいものであり、また必然の産物でもないことを肝に銘じなければならない」と語り、新しい時代に即したメディアの新しい在り方を追求すべきだと説いている。Cardon (2010)は、「インターネットは、これまで技術的、法的、制度的、商業的な防波堤によって囲い込まれていたあらゆる価値ある情報を、広く流通させることに貢献した。(中略)『市民による検証』に新たな情報源が提供されたため、批判のスペースは押し広げられた」と述べ、「多様な情報源」としてのインターネットの役割を評価する一方で、「活動的な者は民主主義を享受できるが、沈黙する者やネットに接続していない者は片隅に追いやられる危険性を常にはらんでいる」として、その公平性を疑問視している。

2.2 現代のメディア環境と新しい民主主義

ここからは、まず、「アラブの春」と「ネット選挙」の二つの事例を取り上げ、二一世紀の新しい民主主義を模索する動きを追う。

近年、最も世界の注目を集めた民主化運動「アラブの春」は、チュニジアの「ジャスミン革命」を皮切りに、アラブ諸国へ飛び火した。チュニジアは、1987年以来、ベン・アリ政権下において、20年に渡り平均経済成長率5～6%を達成し、奇跡の経済成長に成功してきた。しかし、ベン・アリ政権による独裁は、高失業率や政治腐敗、といった影の要素も生み出しており、その一つが、厳しい情報統制であった。チュニジアは、革命前の“Press Freedom Index”で178カ国中164位にランクされ、名指しで「インターネットの敵」という批判を浴びたこともあった。強い情報統制によって言論を押さえつけてきたベン・アリ政権は、しかし、2010年12月、一人の若者の焼身自殺を契機に、Facebookをはじめとしたソーシャルメディアを通じて国内外で沸き上がった革命の波を止めることができず、わずか1ヶ月で大統領が国外へ脱出し、政権が打倒される事態へと至った。この革命を「ソーシャルメディア革命」と呼ぶメディア論者が現れる一方で、そのような技術主導の革命と単純に位置づけるべきではない、という懐疑論も根強い⁽⁵⁾。本論では、その議論へ介入する紙幅を持たないが、注目すべきは、政治プロパガンダと強く結びついたマスメディアを押さえただけでは、二一世紀の民主化運動を止めることはできない、という事実であろう。

一方、日本では、2013年、「インターネットを活用した選挙運動」、いわゆる「ネット選挙」の解禁が大きな話題となった。日本の公職選挙法では、選挙運動に利用できる文書図画はポスターやビラ等に限定されており、インターネットは、その利用を著しく制限されていた。しかし、米国では1990年代から、韓国でも2000年代初頭から、インターネットは、選挙戦における主戦場の一つ

となっており、諸外国では、「ネット選挙」の影響力の大きさを早い段階から認識し、利活用が進められてきた。日本でも、1990年代後半から断続的に「ネット選挙」解禁に向けた試みがなされてきたが、2013年4月、遂に公職選挙法が改正され、「ネット選挙」が一部認められることになり、同年7月には、解禁後初の国政選挙となる参議院議員選挙が実施された。インターネットメディアの論客達は、この流れを、単なる技術革新に即した制度の適合の問題で終わらせるのではなく、民主主義そのものを変革する動きと捉えて持論を展開している。東(2011)は、「民主主義2.0」という言葉を用いて、「ユビキタスコンピューティングとソーシャルメディアに浸透された、まったく新しい統治制度の創出」を呼びかけ、津田(2012)もこれに同調している。西田(2013)は、「ネット選挙」解禁までの一連の闘争を、「従来の日本の公職選挙法が想定する『均質な公平性』と、インターネットの設計思想とでもいうべき『漸進的改良主義』の競合と捉え、真にネットを活用した選挙を行うためには、民主主義思想の転換が必要である」と説いている。

ところで、現代のメディア空間は、マスメディア一極集中の時代から、インターネットメディアが支配的な時代に遷移した、と考えると良いのだろうか。遠藤(2011)は、「新しいメディアの登場は、さらに多様なコミュニケーションの場を同時並行的に、重層的に、あるいは入れ子状に開く」作用をもたらすもので、決して旧メディアが駆逐されてしまうわけではない、と指摘する。そして、多様なメディアの相互作用によって「間メディア社会」が構成され、特に選挙という場面においては、「報道・世論・政治の相互作用」が顕在化していることを論じている。

この「間メディア社会」という概念は、Cardon(2010)による、黎明期のインターネットがもたらした匿名性による作用と、その後のソーシャルメディアがもたらした実名性への

回帰による作用についての言及にも相通じる。Cardon(2010)は、「(黎明期のインターネットが)従来型の公共空間が排除してきた匿名性を推奨し、一人称での語り、独断的な視点、自由奔放な発言、あやふやな発言、詩的なメッセージ、おかしな発言、感情に任せた意見などに対して、きわめて寛容な態度を示し」と述べ、その後、ソーシャルメディアの発達によって、「公けに発言する権利が社会全体に広がる一方、私的なおしゃべりの一部が公共空間に組み込まれるという、二重の革命」が生じていると指摘している。

3 ブータンにおける民主化と情報化の現代史

3.1 民主化の歩み

本章では、ブータンの民主化と情報化の歴史的経緯を概説し、その両者が、時を同じくして、国王自らの手によって進められてきた政策的な試みであったことを示していく。

ブータン王国は、ヒマラヤ山脈の南麓に位置し、急峻な山々に囲まれた、人口70万人余の小国である。1907年、近代世襲制王朝が成立した後、半世紀近くの間、限られた国との間のみ実質的な交流を持つ鎖国状態にあり、開国後も、北は中国、南はインド、という世界の二大大国に挟まれ、地政学的に難しい立場に立たされてきた。

民主化への歩みは、第3代国王Jigme Dorji Wangchuck⁽⁶⁾(在位1952年～1972年)の治世に端を発する。1953年、当時の絶対君主であった第3代国王は、旧国民議会⁽⁷⁾を設け、自身の立法権の一部を委譲した。ただし、Rose(1977)によれば、この時点では国王は未だ「絶対的な拒否権」を持ち、「すべての法律制定において最終決定権」を有していた。1968年、国王は自らこの拒否権を放棄し、議会の決議を最終的なものとして取り扱うこととした。なお、旧国民議会の構成員は、官僚、僧侶、国民代表から成っていたが、特に国民代表の選出方法については、今日の民主

的選挙制度とは大きく趣が異なっていた。Rose (1977) によれば、それは、「合意を重んじる政治的伝統に基づいて」おり、「合意に達しないときには、他の方法、たとえばさいころ投げといったものが使われる」こともあったという。行政権については、1968年、大臣評議会が設置され、一部の権限が委譲された。「国王が大臣を任命して国会がそれを承認する」(Rose, 1977) 制度であったため、国王の権限はほぼ縮小されなかったが、大臣が各省庁の官僚の長として、行政上の重要な役割を担ったことは確かである。

第4代国王Jigme Singye Wangchuck (在位1972年～2006年) は、父である第3代国王の急逝により、1972年、弱冠17歳で即位した。外交、内政ともに、先王の路線を踏襲したが、民主化へ向けた舵取りには極めて慎重な姿勢で臨んだ。それもそのはず、まだ若輩の王が自らの主権を手放すことは、自滅の道を歩みかねない危険な賭けであっただろう。じっくりと気が熟すのを待った後、1998年、旧国民議会に国王自らの不信任決議権を付与するとともに、大臣任命権を議員による信任投票制として、旧国民議会の権限を強化し、着実に民主化へ向けた足場を固めていった。そして、2005年、3年以内に憲法を制定し立憲君主制へ移行すること、総選挙を実施し議会制民主主義を確立することを宣言すると、翌2006年、民主化への道筋が確かになったことを確認して王位を退き、息子であるJigme Khesar Namgyel Wangchuckへと譲位した。ブータン史上初めて、民主国家の王となった第5代国王は、自らを「国民に仕える王」と呼び、真の民主国家を目指している。

2008年、初めて公布された成文憲法の下で行われた新しい国民議会の総選挙においては、これまでブータンには存在しなかった政党組織が結成され、DPT (Druk Phuensum Tshogpa⁽⁸⁾), PDP (People's Democratic Party) の2政党が選挙戦を争った。選挙の結果は、DPTが全47議席

中45議席を獲得して圧勝した。

ブータンの国王主導の民主化は、近代西洋史における市民革命、あるいは、先述の「アラブの春」とは明らかに異なる経緯を経て実現した。その特異性は、国民が望まざる民主化、という極めて奇異な一言に集約される。第4代国王は、民主化の総仕上げとして、自ら国内をくまなく行脚して、民主主義の利点、そして、王政の危うさを国民へ説いて回った。その際、多くの国民が、引き続き聡明な国王による統治を望み、泣いて懇願する者もいた、という逸話が残っている。第4代国王は、長きに渡り優れた政治手腕を振るい、国民から絶大な信頼と尊敬を集めてきた。しかし、皮肉なことに、そうした賢王の働きが、国民の政治参画意識の醸成を妨げてきた側面は否定できない。

表1 ブータン王国近代史

年	ブータン情勢 (<>内は周辺諸国情勢)
1907	ブータン王国成立 (=初代国王即位)
1947	<インド独立>
1952	第3代国王即位
1953	旧国民議会設置 (=立法権の一部を委譲)
1959	<チベット、中国へ併合>
1961	国家開発事業 (=五カ年計画) 開始
1962	<中印国境紛争>
1968	大臣評議会設置 (=行政権の一部を委譲)
1972	第3代国王急逝、第4代国王即位
1975	<シッキム王国、インドへ併合>
1998	旧国民議会に 国王の不信任決議権 を付与
1999	テレビ、インターネット解禁 (=情報化元年)
2006	第4代国王から第5代国王へ譲位
2008	議会制民主主義 へ移行、第1回総選挙実施 <ネパール王国、連邦民主共和政へ移行>
2013	第2回総選挙実施、政権交代

3.2 情報化の歩み

まず述べておきたいのは、ブータンは、情報化に対して、極めて慎重であった、という点である。ブータンの現在の国家開発事業は、第4代国王が1970年代に提唱した“GNH (国民総幸福, Gross

National Happiness) ”という開発哲学に依拠しており、近代化によって経済的なメリットを得られたとしても、自然環境への負荷、伝統文化への浸食を最小限に抑えることが出来なければ、結局は国民の幸福には繋がらない、という考えが根底にある。しかしながら、この“GNH”が諸外国へ広まり、ブータンが国際社会で存在感を増すにつれて、皮肉ではあるが、ブータン国内で情報が閉ざされていることの弊害が生じてきた。

ブータン初の新聞であるKuensel紙は、1967年、1960年代からはじまった国家開発事業（五カ年計画）に関する記事を掲載する政府官報としてスタートした。ラジオサービスは、1973年、National Youth Association of Bhutanと呼ばれる民間ボランティア団体の手によって開始され、1979年には公共サービスとして、当時の通信省（Ministry of Communication）の管轄下に置かれることとなった。1986年、Kuenselは、ブータン初の新聞公社として独立し、同年、ラジオ放送事業を担う公社として、BBS（Bhutan Broadcasting Service）が設立された。そして、1992年、第4代国王の勅令により、両社とも民営化されて以降、その規模は徐々に拡大し、新聞の週刊化、ラジオの放送時間拡大など、メディアとして着実に成長を遂げていった。一方、Kuensel、BBSの両社には、民営化後も、現在に至るまで、政府による多額の補助金が投下されており、公社としての趣が残っている⁽⁹⁾。

このように、1990年代までのブータンは、マスに満たない小規模の新聞、ラジオを中心とし、そこに口コミを加えたメディア環境を長らく保持してきた。Wangchuk（2007）によれば、「ブータンのメディアは、1960年代以降、その近代化へ向けた開発の歴史とともに歩んできた。（中略）メディアの当初の役割は、政府による国家開発の手助けをすることであった」と述べてられており、その性質も、諸外国のマスメディアとは大きく異なるものであった。

1999年、テレビとインターネットが一般に解禁されるに至り、ブータンは、大きく情報化へと舵を切った。テレビ放送は、ラジオとともにBBSがその放送事業を担ったが、初期段階からケーブルテレビ方式を導入し、インドをはじめとした外国チャンネルを視聴できるようになったため、一気に世界中の情報が流入した。一方、インターネットについては、初期は割高な利用料金も影響して民間への普及はほとんど進まず、官公庁や教育機関等の限られた場所での公的利用に留まった。

2003年、ブータン電気通信公社（Bhutan Telecom）による携帯電話通信サービスが始まると、未だ普及が進んでいなかった固定電話に代替する形で各家庭に導入され、爆発的に普及が進んだ。山岳国家のブータンでは、固定電話に比べて携帯電話を設置・維持するコストが安価であったことが、その最たる要因である。携帯電話が普及し、その通信網を利用したインターネットアクセスが可能になった2010年頃から、民間へのインターネット普及率は急速に上昇傾向にある。2014年末時点で、携帯電話普及率は86.3%、インターネット普及率は46.9%まで達した（図1）。なお、携帯電話については、サービス開始当初は、固定電話に代わる家庭用電話として一家に一台ずつの割合で普及したこと、また、インターネットについては、家庭での普及までには時間を要したものの、多くの利用者は学校や職場からアクセス可能であったこと等、ブータン特有の事情を勘案すると、普及率がそのまま利用者数と比例しない点には注意が必要である。

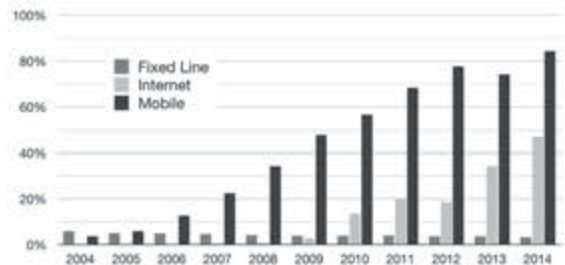


図1 情報通信インフラ普及率推移⁽¹⁰⁾

ところで、2000年代初頭のブータンのメディアは、新聞はKuensel一紙のみ、テレビ・ラジオはBBS一局のみと、独占状態にあった。2006年、そうした状況を改善するべく、メディアの民間参入を解禁し、民間の新聞社やラジオ局がそのサービスを開始した。2014年3月時点で、新聞12社、ラジオ7局がサービスを行っている。テレビは未だ、民間放送局の設立には至っていない。ソーシャルメディアについては、ブータン国内のみを対象にしたサービスは存在せず、多くの人々がグローバルに利用されているメディア、特に、Facebookを利用している。2011年12月時点で、利用者数80,220人、当時の人口比11.46%、インターネット利用者比81.25%に達している⁽¹¹⁾。

ブータンの情報化の最大の特徴は、その全てが国家政策として進められている点である。ブータンは、未だ国民の六割が農業に従事しており、産業は未成熟で、市場も極めて小さい。従って、国内のメディア産業、情報通信産業は、広告収入や課金収入（受信料・購読料等）を資金源とする収益構造を確立することが非常に困難であり、必然的に、情報通信サービスを国家事業として回さざるを得なかった、という懐事情がある。2006年以降、参入した民間各社は、収益源の確保に苦慮しており、存続を断念する会社も後を絶たない。

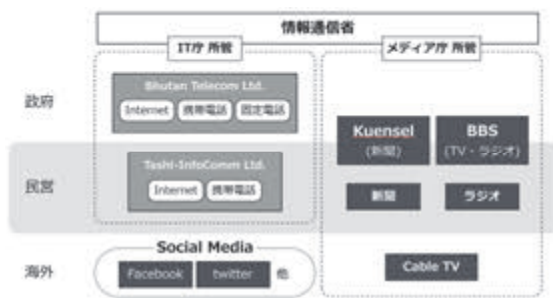


図2 ブータンの通信メディア環境

ブータンの通信メディア環境は現在、新聞、テレビ（ラジオ）、そしてインターネットを中心とした「間メディア社会」を形成しており、図示す

ると図-2のようになる。以下の事例研究においては、この図を参照しながら、分析を試みていく。

4 事例研究: 2013年国民議会選挙

4.1 選挙制度の特徴

事例研究に入る前に、まず、2008年に公布された憲法により規定されたブータン王国の選挙制度の特徴を紹介しておこう。

選挙権は、ブータン国籍を保有する、18歳以上の、1年以上当該選挙区に居住する者に与えられる。また、王族・宗教関係者に選挙権が与えられないことが、憲法上明記されている。被選挙権は、25歳以上65歳以下の有権者で、大学学位を保有する者に与えられる（ブータン国籍非保有者の配偶者・公職者・法人の役員等除く）。学位保有という制約については、2008年の選挙の際に派遣された選挙監視団による報告書の中で、人権上の合理的な選挙権の制限として容認できない、との批判を受けている⁽¹²⁾。

議会は、上院に相当する国家評議会（National Council）と、下院に相当する国民議会（National Assembly）を置き、共に任期は5年である。国家評議会議員は、政党所属が禁止されており、地域代表として全20県から各1名、加えて国王が直接指名する5名、計25名が選出される。国王が、議員の指名権という立法権の一部を維持している点が特徴的である。国民議会議員選挙は、3つ以上の政党が出馬した場合、2政党に絞り込む予備選挙を行い、その後、本選挙で、全国47小選挙区から各1名、計47名が選出される。選出された議員の中から総理大臣が任命され、内閣が組織される。

議員内閣制と小選挙区制を併用している点においては、英国に倣った、極めてオーソドックスな近代民主主義制度とすることができる。しかし、諸橋（2013）が、「最終的に議会を構成する政党数を事前に指定しておく選挙制度は、他国では類

例がない」と指摘しているように、英国や米国のように、結果として二大政党が形成されるのではなく、意図的に二大政党制を敷くことを憲法で規定している点が大きな特徴と言える。

ところで、Dahl (1998) が「選挙制度の善し悪しを決める基準を完全に満たす選挙制度などどこにもない」と語るように、ブータンの選挙制度もまた、いくつかの問題が指摘されている。その最たるものが、小選挙区制による得票率比と議席数比の不整合問題である。小選挙区制を採用した理由について、選挙管理委員会 (Election Commission of Bhutan) の長官であるKunzang Wangdi氏は、「各県から公平に議員を送り出せるようにする」ことを重視したため、と述べた上で、「民主主義の実践の第一歩として、二大政党・小選挙区制を採用した」と語り、今後、制度を変更し得る可能性に言及している⁽¹³⁾。

4.2 選挙戦の展開, および, 結果

2013年4月28日、国民議会が解散し、選挙戦がスタートした。今回の選挙では、2008年の選挙で政権を争ったDPT, PDPの2政党に加えて、新たに、BKP (Bhutan Kuen-nyam Party), DCT (Druk Chirwang Tshogpa), そして、DNT (Druk Nyamrup Tshogpa) の3政党⁽¹⁴⁾が候補者を擁立した。各政党の選挙戦における最初の罅迫り合いは、擁立する候補者の選定段階からはじまっており、先だって実施された国家評議会選挙で落選した候補者を、改めて国民議会へ出馬させる、といった露骨な引き抜き合戦が公然と行われた。このような脇目も振らぬ策を打ったにもかかわらず、BKPは予備選挙出馬申請締切までに全選挙区で候補者を擁立するという必要要件を満たさなかったために失格となり、選挙戦を争うのは4政党となった。これにより、2008年の選挙では実施されなかった予備選挙が実施される運びとなり、2013年5月31日が予備選挙投票日、同年7月13日が本選挙投票日と定められた。

各政党、候補者の選挙運動は、主に、候補者同士の公開討論 (BBSにおいてテレビ放送された後、BBSのYouTube公式チャンネルを通してインターネット上で動画公開)、政党による集会、そして、有権者宅への戸別訪問、を軸に展開された。また、前回選挙ではほとんど見られなかったインターネットを利用した選挙運動にも積極的で、全ての政党がホームページを開設し、マニフェスト等を掲載した他、Facebook上にも公式ページを置き、有権者への情報公開と必要に応じて意見交換を行った。さらに、DCTを除く3党がtwitterの公式アカウントを用いて情報発信し、PDPを除く3党がGoogle+のユーザーアカウントを取得、DCTとDNTに至ってはYouTubeの公式チャンネルまで開局した (表2)。ただし、これらの多くは利用されずに放置されてしまっており、ソーシャルメディアの活用については、各政党ともに暗中模索、といった様相であった。現時点では、ブータンにおける「ネット選挙」の主戦場はFacebookが最有力であるが、その利用は若年層に集中しており、選挙戦全体のなかでは局地戦の一つでしかなかった。なお、日本における選挙運動の代名詞とも言える、街頭演説や選挙カーによる呼び掛けは皆無であり、街中を歩いても、選挙ポスターが掲示されている他は、選挙に関する情報に触れる機会は少なかった。

表2 各政党のインターネット利用

政党	サイト名	URL
DCT	WEB *	http://www.dct.bt
	Facebook	https://www.facebook.com/328003180616599
	Google+	https://plus.google.com/103629617522852902250
	YouTube	http://www.youtube.com/channel/UChYXG_Ys-GI_tgVtVdPDMKg
DNT	WEB	http://www.druknyamrup.info
	Facebook	https://www.facebook.com/353065868082048
	twitter	https://twitter.com/DrukNyamrup
	Google+	https://plus.google.com/112294546771569803074
	YouTube	http://www.youtube.com/channel/UCfIvdZ_HWP199-TcviTYarQ

DPT	WEB *	http://www.dpt.bt
	Facebook	http://www.facebook.com/241996135919197
	twitter	https://twitter.com/DrukDpt
	Google+	https://plus.google.com/112454403727788250621
PDP	WEB *	http://pdp.bt
	Facebook	https://www.facebook.com/bhutanpdp
	twitter	https://twitter.com/bhutanpdp
* 2016年3月31日現在アクセス不能。		

予備選挙（投票率55.3%）の結果は、次の通りとなり、上位2政党が本選挙へと進出した。

- ① DPT 93,949票（得票率44.5%）
- ② PDP 68,650票（得票率32.5%）
- ③ DNT 35,962票（得票率17.0%）
- ④ DCT 12,457票（得票率5.9%）

続いて実施された本選挙（投票率66.1%）では、得票率では次の通り僅差であったが、PDPが、47小選挙区中32で勝利し、3分の2以上の議席を確保して政権を奪取した。

- ① PDP 138,558票（得票率54.9%）
- ② DPT 113,927票（得票率45.1%）

特筆すべきは、予備選挙と本選挙の結果が逆転していることである。予備選挙で、47小選挙区のうち12選挙区での勝利に留まったPDPは、わずか一ヶ月半の間に急激に支持を拡大し、実に20もの小選挙区での勝利を積み上げた。

次節では、選挙期間中のメディア報道の中身をさらに詳しく見ていくことで、何故、このような大逆転が起こったのか、その原因を探っていく。

4.3 選挙期間中のメディア上の論点の変遷

予備選挙実施後の6月1日から、本選挙投票日である7月13日までの約6週間の、新聞主要6紙（Kuensel, Bhutan Observer, The Bhutanese, Bhutan Today, Business Bhutan, Bhutan Times）の紙面から選挙関連記事を抽出し、主にマスメディア上の選挙における争点がどのように移り変わっていったかを詳解していく。

まず、前半の論点となったのは、PDPによる候

補者差替え問題についてであった。予備選挙で2位を確保したものの、DPTの後塵を拝したPDPは、本選挙での逆転に向けて大胆な策を講じた。それが、予備選挙で敗退した各党からの落選候補者の引き抜きである。特に、DNTからは、党首を含む7名もの候補者を引き抜き、結果、内5名が本選挙で当選した。予備選挙で敗退した候補者が、引き抜きにあっさり応じてしまうあたり、政党への帰属意識は現時点ではほとんど無いものと推察される。DPTは、選挙管理委員会に対し、不正ではないかとの訴えを起したが、DPT自身、他に不正が発覚し候補者の差替えを余儀なくされると、批判は尻すぼみとなっていった。

6月中旬になると、辛辣なDPT政権批判を含む、“Bhutanomics <<http://bhutanomics.com/>>”と呼ばれるサイトに端を発する騒動が起こり、多くのブータン人がFacebookでこのサイトを拡散した。DPTは、掲載されている内容が、単なる政権批判に留まらず、国益を損なうものであるとして、その発信元の特定を要請した。しかしながら、この要請に対し、The Bhutanese紙をはじめとする新聞各紙が「表現の自由」の侵害であると激しく抗議した。結果的に、DPTはこの選挙戦におけるメディア・イメージを損なってしまった。

6月末から7月初旬にかけては、対インド関係で激震が走った。経済面でのブータンのインド依存は非常に強く、特に、ガスや灯油をはじめとした燃料のほとんどをインドから輸入しており、さらに、それらはインド政府による助成金によって、価格の高騰を抑えられていた。インド政府が、この助成金の撤廃を決めた、というインド紙の報道が流れると、国内各紙は一斉にこれを取り上げ、ブータンにおける燃料価格の高騰を招いた。DPTは、対インド関係と今回の選挙とは無関係である、との見解を公表したが、DPT政権による対インド政策の失策がこの事態を引き起こした、との見方が強まる結果となった。

これら全てDPTに対する逆風として作用した

ことが、本選挙での逆転劇に繋がった大きなメディア要因であると考えられる。

ところで、選挙戦においては、近代民主主義国家におけるマスメディアは、各政党が公開しているマニフェストを国民に広く知らしめ、それらが投票の検討材料となるように争点を提示する、という役割を果たすことが求められる。しかしながら、今回の選挙において、マニフェストが新聞紙面で紹介されることはあれど、それが主たる争点となることは皆無であった。これは、一つには、メディアの権力の監視装置としての経験値が浅く、十分にその機能を果たすことができなかったこと、そして、そもそも各政党の提示しているマニフェストが非常に似通っており、その内容の相違を以って選挙の争点とすることができなかったこと、以上の二点が原因として考えられる。

4.4 選挙報道におけるマスメディアの役割

本節では、ブータン国内の主要メディアであるBBSとKuensel、そして、民営メディアの代表としてBhutan Observer（新聞）を対象に実施した非構造化インタビューを元に、マスメディアが今回の選挙戦で実際に果たした役割について考察を試みる。インタビューは、筆者本人が今回の研究目的を告げて事前にアポイントメントを取り、メディア各社に直接出向いて対面形式で行った。

まず、選挙におけるマスメディアの報道姿勢について、BBSのゼネラルマネージャー、Ashok Moktan氏は「シンプルに、事実、生の声のみを報道している。テレビメディアの影響力は大きく、聴衆を教育する責務も担っている」と語り、実質的な公共放送としての矜持が窺い知れた⁽¹⁵⁾。Kuensel紙の編集長、Chencho Tshering氏は、「常に中立的な立場を維持し、決してどちらかに偏った報道はしない。特にブータンは小さなコミュニティなので、バランスを取ることに気を配っている」と述べ、調整役としての立ち位置を強調した⁽¹⁶⁾。一方、Bhutan Observer紙の編集長、

Needrup Zangpo氏は、「政治イデオロギーやリーダーシップの在り方を問う紙面を作っているつもりだ。タブロイド（ゴシップ）紙ではないので、信頼性があり、真面目な話題のみを掲載する」と鼻息を荒くしたが、実際の紙面では、ほぼ毎号、辛辣な風刺画を一面に掲載しており、やや話題づくり先行の面は否めない⁽¹⁷⁾。

次に、選挙運動について質問したところ、候補者同士のネガティブキャンペーンの応酬になっていることに触れ、「メディア上で何を語るかは候補者次第であり、そして、語られた内容をどう判断するかは有権者次第だ。メディアにはその責任を負うことはできない」（BBS, Moktan氏）や、「メディアはこの状態を静観している」（Kuensel, Tshering氏）という回答が得られた。メディアとして、こうした状況へ介入する姿勢は薄いように感じられた。また、選挙管理委員会との関係性について話が及んだところ、「基本的には選挙管理委員会のガイドラインに沿って選挙報道を行うが、決してコントロールされているわけではない。選挙管理委員会、メディア、政党が、それぞれ監視し合っている」（Moktan氏）と語り、情報統制を否定する声もあれば、「（ガイドラインは）ジャーナリズムが本来備えているべき、自由、公平性、そして透明性を謳っているにすぎない」（Bhutan Observer, Zangpo氏）といった意見もあった。

4.5 有権者の情報接触状況と投票行動

ここでは、有権者の情報接触状況と投票行動について記述していく。本選挙投票日（7月13日）を挟んで、7月11～14日にかけて、首都ティンプー市内5カ所で、選挙権を持つ男女への街頭インタビュー（半構造化）を行い、計42人（男性62%、女性38%、回答率100%）分のデータを回収した。

まず、有権者が選挙期間中に有意な選挙関連情報が得られたと判断したニュースソースは、有効回答者39人中、テレビ27人、新聞15人、ソーシャ

ルメディア 14人 (30歳以上の利用者ゼロ) となった。「政党の公約はテレビや新聞から知ることができたが、ソーシャルメディア上でディベートができるのは建設的だと思う」(21歳男性・学生) という声が聞かれる等、マスとソーシャルを上手に使い分ける者もいた。一方、特に有効な情報源としては、テレビ、または、直接参加型の公開討論を挙げた有権者が多く、有効回答者 40人中、実に38人が、何らかの手段で1回以上公開討論を視聴していた。その多くが、「満足した」という好意的な感想を述べていた一方で、「候補者が悪い言葉を使っていて良くない」(62歳男性・警備員) という声もあり、ネガティブキャンペーンの様相を呈していたことを窺わせた。

続いて、投票行動と意思決定要因について。なぜ投票に行くのか、という問いに対しては、大多数は、「より良いリーダーを選ぶため」や「良い政府を選ぶため」という意見であったが、「生まれて2回目のチャンスだから」(54歳男性・無職) や「民主化は前国王からの贈り物だから」(63歳男性・建設業) との声もあり、投票行為そのものに喜びを感じている様子が見て取れた。日本ではありがちな、いわゆる無関心層は皆無であったが、しかし、「投票はしない。2008年以前が良かった」(27歳女性・販売業) 等、民主主義そのものに疑問を呈するような回答も散見された。

5 ブータンにおける民主化と情報化の現在地

5.1 事例考察

本章では、事例を踏まえて、ブータンにおける民主化と情報化とが、どのように交錯し、そして、現在どこまで到達しているのか、その考察、分析を加えていく。

まず、選挙戦におけるメディアの実際の報道内容、そして、インタビューを通じた役割意識を踏まえると、ブータンのマスメディアは、価値中立の報道と政権批判機能との間で揺れ動いている様

子が見て取れる。結果的に、政党間でネガティブキャンペーンの応酬になった場合に、中立的傍観者、あるいは、加担者となってしまいうケースが見られた。現時点では、建設的な批判能力を有しているとは言い難いが、今後、経験を積むことで改善が見込まれる。一方、「表現の自由」については理想像を強く意識しており、それを脅かされる危機に対しては毅然とした態度を示した。Wangchuk (2007) は、かつてのブータンにおいては、「(外部からの表現の制約は) 政策的なものよりは、むしろ、個人的な配慮や判断によるものである。それは封建時代の名残りであり、また、ブータン人特有の遠慮や謙虚さに起因する」と述べていたが、民主化によってその状況には変化が生まれており、メディアもまた、その変化に対応しようとしている様子が見て取れる。

それでは、選挙を通じて見えてきた、有権者である市民の政治参画意識はどうだろうか。今回の選挙では、メディアが流す情報に右往左往する様子が、予備選挙から本選挙までの支持政党の揺らぎを見ても明らかであり、国民一人一人の情報リテラシーが確立されているとは言い難い。これは情報化からまだ日が浅いことに起因しており、時間を経て解決していく問題であろうと考えられる。一方、民主主義そのものへの理解が乏しい点はより深刻である。ブータン市民は、平和的な民主化ゆえに、市民に主権者であるという当事者意識が希薄であり、近代民主主義国家における理想的な市民像も持ちあわせていない。市民権 (民主主義国家の国民が持つべき権利) という概念そのものへの認識も皆無である。そもそも、民主主義=よいもの、という前提が無いため、民主化政府が十分にその役割を果たせていないと見るや、それ以前の時代、王政への懐古意識が強くなることも至極当然であると言える。

5.2 政府・メディア・市民

ここで改めて、Dahl (1998) の提示した近代

民主主義の6要件を元に、政府・メディア・市民の三者が権力を均衡させた安定的近代民主主義モデルを考えてみることにする。政府と市民の間には、「選挙によって選出された公務員」、「自由で公正な選挙の頻繁な実施」、「集団の自治・自立」、「全市民の包括的参画」の4項目、言い換えれば、「市民権」を付与する側と行使する側、という直接的な結びつきが生まれる。一方、「多様な情報源」、「表現の自由」の2項目については、メディアは市民へ向けた「多様な情報源」となり、また、メディアは政府から「表現の自由」を与えられる、というように、政府と市民の両者がメディアという媒介者を通じた間接的に結びつく。この三者が、循環的なフィードバック構造を形成している社会を、理想的かつ安定的な近代民主主義社会モデル(図3)、と定義することができる。



図3 近代民主主義社会モデル

一方、ブータンにおいては、情報化と民主化が、どちらも劇的に、しかし、「与えられたもの」として展開している。前項の考察を通して見えてきたのは、民主化政府、生まれたてのメディアともに、未だ確かな地位を築くには至っておらず、有権者である市民を含めた三者が、極めて不安定なバランスに立っている、ということである。以下、二項関係を軸に整理し、現状のブータンの三者間構造を描き出すことを試みる。

まず、政府とメディアの関係は、法制度上の規定に忠実たらんとしていることが伺える。政府はメディアに対して、選挙管理委員会を通して規制を行うとともに、中立的な報道姿勢を要請している。一方でマスメディアは、「表現の自由」の原則を死守しつつ、事実に基づく報道という役割を強く意識している。しかし、マスメディアは、報道の価値中立性を意識しすぎるあまり、消極的な傍観者になるリスクも孕んでいる。また、マスメディアのうち、BBSとKuenselには、政府から補助金が投じられており、国営メディア時代の関係性が完全に断ち切られていないことから、今後、政府のプロパガンダとして機能する可能性についても否定できない。

ところで、ブータンにおいては、選挙制度上のマスメディアとソーシャルメディアの規制に関する区別はほとんど無い。事実上、ソーシャルメディアの監視はほぼ不可能であり、市民の情報リテラシーに委ねざるを得ない状況に陥っている。今後、マスメディアが、より中立性を高めていった場合、通常、マスメディアが果すべき政府の監視機能をソーシャルメディアが代替する、という可能性もある。実際に流通している情報を見る限り、マスメディア、ソーシャルメディアともに、政府への批判的な声が目立つ。批判的な風刺画が新聞の一面に掲げられる一方で、政府の業績を評価する建設的な論評はほとんど見られない。

次に、市民と政府の関係を見ていこう。市民の間には、民主主義自体への懐疑、根強い国王依存意識があり、多くの市民は、どこかで、窮地に陥ったとしても国王がなんとかしてくれることを期待している節がある。投票に際しても、過去5年間の与党政権があまりよくなかったから、まだ政権を取ったことがない野党に試しにやらせてみる、という発想で、与野党の候補者を同じ天秤の上に乗せて吟味した熟慮の末の選択とは言いがたい。

さらに、民主化と情報化の牽引者である国王(王室)は、未だ絶大な権力と大衆の支持を集め、存

在感を発揮している。民主化によって、その主権を国民へ譲り渡したことになっているが、憲法上も、国家評議会議員25名中5名の指名権（すなわち、立法権の一部）、および、最高裁判所長官や選挙管理委員長の任命権（すなわち、司法権の一部）を持つ等、引き続き大きな権力を保持している。また、1998年に、旧国民議会へ付与された国王の不信任決議権は、新しい国民議会へと移管されており、これは、不可侵領域たる国王に対して、政府が一定の影響力を及ぼし得ることを意味している。これは、「象徴」として権力構造から明確に除外されている、英国の王室や日本の天皇家の状況とは明らかに異なる。

最後に、メディアと市民の関係を見ていこう。メディアは、一次情報に適切な編集を施し、市民の意思決定に資する情報を提供できていたのだろうか。市民は、溢れる情報の真偽を峻別し、適切に処理できていたのだろうか。藤原（2012）が指摘しているように、ブータン社会では産業が未成熟ゆえに、『生産材』としての情報を保有していたとしても、それを活用出来る場面はほとんど無い。ため、市民にとってメディアは、「コミュニケーションやコンテンツといった『消費材』、主としてエンタテインメントとしての役割に止まらざるを得なかった」という側面がある。また、マスとソーシャルが同時に流入したゆえに、マスメディアを情報源として信頼する意識が皆無である、ということ。つまり、内容への関心が重視され、情報源がどこかということ、さほど問題にならない。なお、ここでいう情報源には、マスとソーシャルだけではなく、口コミに相当するメディアも考慮することを含み置いておきたい。

上述の三者関係を図4に示す。整理すると、政府には、国王（王室）との関係を含めた民主主義制度設計の課題が山積しており、メディアには、経済的自立に向けた構造的脆弱性の問題があり、そして、市民には、民主主義自体への理解を含む情報リテラシーの問題が生じている。

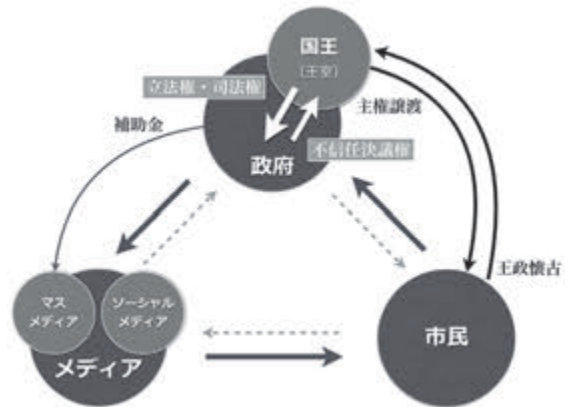


図4 ブータンの民主主義社会モデル

6 おわりに

ブータンは、この二一世紀に、あえて古典的な近代民主主義制度、議員内閣制と小選挙区制を採用した。そして、二大政党制を敷き、多くの近代民主主義国家が歩んだ道を模すことで、その制度が、現代のブータンに適合し得るかどうか慎重に見極めている段階、とみなすことができる。ブータンの民主主義は、壮大な実践的習得プロセスの下にある、と言い換えても良いだろう。

一方で、既に述べた通り、近代民主主義とマスメディアの二項関係は、二十世紀の遺物と考えられはじめている。この二項関係に依存してきた国々にとっては、その抜本的改革には多くの時間と労力を要するだろう。翻って、ブータンは、二〇世紀の近代民主主義、そして、マスメディアを導入すると同時に、ケーブルテレビやソーシャルメディアを通して国外から流入する情報の波に揉まれている。誰も経験したことの無い混沌の中で、ブータンのメディアが、そして、民主主義が目指す先とはどのようなものであるべきだろうか。本論では、現況を描き出すところまでで精一杯であり、未来を予察することまで至らなかったが、今後も研究を続け、この課題に挑戦していきたい。

今後の課題を提示したところで、今回の論文で十分に触れることができなかつた点にも言及しておこう。一点目は隣国インドとの関係、そして、二点目はブータン国民に深く根ざしたチベット仏教信仰と政治との関係である。

選挙戦終盤の大きな争点であり、決定打でもあったのが、インドによる燃料輸出の助成金差し止め問題であり、外交関係、特に、対インド関係を無視してブータンの政治は語れない、という厳然たる事実が浮き彫りになった。インドに経済の手綱を握られることによって、結果的に、政治においても、その影響力を無視できないことが示されたことになる。これは、民主国家である以前に、主権国家として極めて由々しき事態である。経済的自立、とりわけ、エネルギー問題に対して、ブータンは本腰を入れて取り組み、この状況を改善するよう努める必要がある。

宗教と政治との関係は、近代民主主義においては、政教分離の原則によって切り離されることが常であった。ブータンの現行憲法においても、宗教関係者は選挙権を持たない等、政治権力を持つことを制限しているが、以前は、旧国民議会において議席を与えられる等、一定の権限を保持していた。当然、民主化された現在においても、少なからず影響を行使し得る存在であることは間違いない。現情報通信省次官のDorji (2007) は、「(新聞、ラジオ、テレビ、インターネットに加えて)何世紀も引き継がれてきた古いメディア、宗教画や経文旗、祭りや踊りも思い出される。今日のメディアをより発展させる上で、こうした概念は我々の思考により深みを与えてくれる」と語り、ブータンのメディア環境において、宗教が重要な要素を占めることを示唆している。

チベット仏教への深い信仰、さらには、王室への敬意こそが、ブータンで長く培われてきた共通規範であり、民主主義の導入を急ぐ余りに、それらを捨てて去ってしまうことは、逆に彼らの言論を縛る結果になりかねない。むしろ、こうした影響

力に目を背けること無く、それらを含み込む新しい民主主義を構築していくことはできないだろうか。目指すべき先に、そのような境地が待っているとすれば、ブータンは、世界で最も遅れて近代民主主義を採用した国家から、世界で最も新しい民主主義を生み出した国家へと飛び級を果たす可能性すら秘めている。

注

- (1) Bhutan Times, ed. (2007) "Immortal Lines: Speeches of the 4th Druk Gyalpo Jigme Singye Wangchuck", p.162. より (筆者訳)。
- (2) エコノミスト誌傘下の研究所"Economist Intelligence Unit"が隔年で発表。
- (3) 非政府組織、"Reporters Without Borders (国境なき記者団)"が毎年発表。
- (4) "Democracy Index 2013", "Press Freedom Index 2014" の両方に共通する167カ国について、両Index値を変数とした場合の相関係数Rは-0.753。
- (5) 遠藤(2014)によれば、懐疑論は、「インターネット利用率の低さ」と「多様なパワー関係(政治、軍、宗教、経済など)を閑却してしまうことへの危惧」が根拠とされる。
- (6) ブータンにおける人名は日本語表記が統一されていない(Jigmeは「ジグメ」あるいは「ジグミ」、Wangchuckは「ワンチュク」あるいは「ワンチュック」等)ため、本論では全編で英語表記を採用する。
- (7) 民主化後の「国民議会」と区別するため、便宜上、「旧国民議会」と呼称する。
- (8) 諸橋(2013)は「ブータン圓滿党」の訳語を当てているが、多くの日本メディアは「ブータン調和党」を採用した。本論ではその是非は検討外とし、表記はDPTとする。
- (9) BBS社の"Annual Report 2011"によれば、

- 事業収入33百万ニュルタム（現地通貨）に対し、ブータン政府補助金159百万ニュルタムで、これは全収入の58%に相当する。
- (10) Ministry of Information and Communications, Royal Government of Bhutan, ed. (2015) “Annual InfoComm and Transport Statistical Bulletin (6th edition, 9th March 2015)”, p.9-14. を元に筆者作成。
- (11) "Social Bakers: Facebook Statistics". <<http://www.socialbakers.com/facebook-statistics/bhutan/>>, accessed 16 December 2012. より（2011年以降の最新調査不詳）。
- (12) European Union Election Observation Mission, ed. (2008) "Bhutan Final Report: National Assembly Elections", p.8. より。
- (13) 2013年7月15日10時から、選挙管理委員会本部で実施したインタビューより。
- (14) 諸橋（2013）は、BKP＝「ブータン一切平等党」、DCT＝「ブータン大衆党」、そして、DNT＝「ブータン協同党」の訳語をそれぞれ当てている。
- (15) 2013年7月10日15時から、BBS本社で実施したインタビューより。
- (16) 2013年7月11日10時から、Kuensel本社で実施したインタビューより。
- (17) 2013年7月12日17時から、Bhutan Observer本社で実施したインタビューより。
- 遠藤薫 編著（2014）『間メディア社会の〈ジャーナリズム〉：ソーシャルメディアは公共性を変えるか』，東京電機大学出版局。
- 津田大介（2012）『ウェブで政治を動かす！』，朝日新書。
- 西田亮介（2013）『ネット選挙解禁がもたらす日本社会の変容』，東洋経済新報社。
- 藤原整（2012）『ブータンの情報化過程における特異性とその文明史的意義』，早稲田大学 社会科学部 科学研究科，修士学位論文。
- 諸橋邦彦（2013）ブータン王国2008年国民議会選挙とその制度的特徴，『法政理論』，45（3）。
- Cardon, D. (2010) “La Democratie Internet: Promesses et limites”, Paris: Seuil et la Republique des idees, 林昌宏, 林香里訳，『インターネット・デモクラシー：拡大する公共空間と代議制のゆくえ』，トランスビュー，2012.
- Dahl, R. A. (1998) "On Democracy", New Haven: Yale University Press, 中村孝文訳，『デモクラシーとは何か』，岩波書店，2001.
- Dorji, K. (2007) 'Concluding Remarks: Perspectives on Bhutanese Media', "Media and Public Culture", Thimphu: The Centre for Bhutan Studies, pp.501-505.
- Herman, E. S., Chomsky, N. (1988) “Manufacturing Consent: The Political Economy of the Mass Media”, New York: Pantheon Books.
- Rose, L. E. (1977) "The Politics of Bhutan", Ithaca: Cornell University Press, 山本真弓監訳，乾有桓訳，『ブータンの政治：近代化のなかのチベット仏教王国』，明石書店，2001.
- Royal Government of Bhutan (2008) "The Constitution of The Kingdom of Bhutan", Thimphu: Royal Government of Bhutan.
- Sunstein, C. (2001) “Republic.com”, Princeton: Princeton University Press, 石川

参考文献

- 東浩紀（2011）『一般意志2.0: ルソー、フロイト、グーグル』，講談社。
- 遠藤薫（2011）『間メディア社会における〈世論〉と〈選挙〉：日米政権交代に見るメディア・ポリティクス』，東京電機大学出版局。

幸憲訳, 『インターネットは民主主義の敵か』, 毎日新聞社, 2003.
Wangchuk, D. (2007) 'Media in the New

Political Order', "Media and Public Culture", Thimphu: The Centre for Bhutan Studies, pp.274-296.

